

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	予防接種法に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

知名町は、予防接種法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

知名町長

## 公表日

令和8年2月10日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種法に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。また、予防接種事務の報告等の事務を行っている。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 予防接種の実施及び接種履歴管理</li><li>② 予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力</li><li>③ 給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答</li><li>④ 給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答</li><li>⑤ 予防接種実費徴収</li><li>⑥ 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務<ul style="list-style-type: none"><li>・ ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li><li>・ 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li><li>・ 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li></ul></li><li>⑦ サービス検索・電子申請機能での書類の受領及びマイナポータルのお知らせ機能での通知</li></ul> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能

## 2. 特定個人情報ファイル名

健康管理ファイル、統合宛名ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 番号法第9条第1項、別表第一項番10、101項</li><li>・ 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li><li>・ 番号法第19条第6号(委託先への提供)</li></ul>
--------	---

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二項番17、18、19、121項	

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長

## 6. 他の評価実施機関

なし

### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

知名町 総務課 情報公開・個人情報保護担当  
891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名1100番地  
問合せ先電話番号 0997-93-3111

### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

知名町 総務課 情報公開・個人情報保護担当  
891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名1100番地  
問合せ先電話番号 0997-93-3111

### 9. 規則第9条第2項の適用

[  ]適用した

適用した理由

--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手を介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクに対し、以下のような対策を講じている。 ・特定個人情報の受け渡しを行う際、専用のUSB内で管理・保管している。 ・特定個人情報を含む書類を郵送する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないか、などダブルチェックを行っている。 これらの対策を講じている事から人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	職員が住基に基づくシステムを使用する際には、専用のカードとパスワード認証を必須としている。また、職員のシステムへのアクセス権限を必要最低限に設定されている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月27日	I-4-②	番号法第19条第7号、別表第二項番17、18、19	番号法第19条第8号、別表第二項番17、18、19	事後	法令改正による修正
令和5年1月27日	I-3	・番号法第9条第1項、別表第一項番10	・番号法第9条第1項、別表第一項番10、101項	事前	特定個人情報89(公的給付支給等口座登録簿関係情報)の供給開始によるもの
令和5年1月27日	I-4-②	番号法第19条第8号、別表第二項番17、18、19	番号法第19条第8号、別表第二項番17、18、19、121項	事前	特定個人情報89(公的給付支給等口座登録簿関係情報)の供給開始によるもの
令和5年1月27日	I-1-②		⑦サービス検索・電子申請機能での書類の受領及びマイナポータルのお知らせ機能での通知	事前	サービス検索・電子申請機能運用開始に伴う変更
令和5年1月27日	I-1-③	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能	事前	サービス検索・電子申請機能運用開始に伴う変更
令和8年2月10日	I-7	知名町情報公開・個人情報保護担当 891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名307番地 問い合わせ電話番号 0997-93-3111	知名町 総務課 情報公開・個人情報保護担当 891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名1100番地 問い合わせ電話番号 0997-93-3111	事後	
令和8年2月10日	I-8	知名町情報公開・個人情報保護担当 891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名307番地 問い合わせ電話番号 0997-93-3111	知名町 総務課 情報公開・個人情報保護担当 891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名1100番地 問い合わせ電話番号 0997-93-3111	事後	
令和8年1月20日	II-1 対象人数いつ時点の計数か	10月1日 時点	令和8年1月1日時点	事後	
令和8年1月20日	II-2 取扱者数いつ時点の計数か	10月1日 時点	令和8年1月1日時点	事後	
令和8年1月20日	IV-8 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	新様式移行に伴う項目追加
令和8年1月20日	IV-8 人手を介在させる作業判断の根拠		人手を介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクに対し、以下のような対策を講じている。 ・特定個人情報の受け渡しを行う際、専用のUSB内で管理・保管している。 ・特定個人情報を含む書類を郵送する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないか、などダブルチェックを行っている。 これらの対策を講じていることから人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	新様式移行に伴う項目追加
令和8年1月20日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	新様式移行に伴う項目追加
令和8年1月20日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	新様式移行に伴う項目追加
令和8年1月20日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠		職員が住基に基づくシステムを使用する際には、専用のカードとパスワード認証を必須としている。また、職員のシステムへのアクセス権限を必要最低限に設定されている。	事後	新様式移行に伴う項目追加